

東近江市五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸の公共施設等運営権を設定し、及び指定管理者を指定するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

1 公共施設等の名称

東近江市五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸（以下「宇兵衛邸」という。）

2 立地及び規模

立地	規模
東近江市五個荘金堂町645番地	2,434.15m ²

3 公共施設等運営権者及び指定管理者となる団体の名称及び所在地

- (1) 名 称 株式会社いろは
- (2) 所在地 兵庫県丹波篠山市二階町18番地1

4 管理運営等の内容

- (1) 近江商人に関する資料の保存、展示及び活用に関する事業
- (2) 宇兵衛邸の保存及び活用に関する事業
- (3) 宿泊の役務及び飲食の提供に関する事業
- (4) 宇兵衛邸の施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、宇兵衛邸の設置目的を達成するために必要な事業

- 5 公共施設等運営権の存続期間及び指定の期間
令和4年4月1日から令和25年3月31日まで

提案理由

東近江市五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。